

## 「自殺対策推進会議」の機能の強化・拡充について

### 1. 背景

昨年8月の自殺総合対策大綱の見直しにおいては、新たな仕組みを設けることによって、自殺対策の推進及び関係者間の連携の強化を図ることとされている。(大綱の記載は以下のとおり。)

【参考】自殺総合対策大綱(平成24年8月28日閣議決定)(抄)

- ・国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。→【連携・協働】機能
- ・内閣官房長官の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策状況、目標の達成状況を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを新たに設け、効果的に自殺対策を推進する。→【検証・評価】機能

### 2. 概要

自殺総合対策会議(会長:官房長官、関係閣僚で構成)の下に設置されている「自殺対策推進会議」(有識者で構成(関係省庁課長級職員がオブザーバー参加))が担っていた【連携・協働】及び【検証・評価】の機能の拡充・強化を図るため、同会議を以下の2つの会議に発展的に改組することとする。

#### ①自殺対策官民連携協働会議

⇒地域レベルの実践的な取組をより強力に推進するために、推進会議の委員に地方の首長等を追加する。

#### ②自殺対策検証評価会議

⇒中立・公正の立場から、施策の実施状況や効果等を検証・評価をするため、行政評価・統計分析の専門家等で構成する。